

令和8年度

武豊町水道水質検査計画



武豊第2配水池

(令和8年3月)

武豊町水道事業

1. 基本方針

武豊町水道事業では、いつでも安全な水をお届けするため、検査項目、検査頻度、採水地点などを定めた年間の水道水質検査計画を策定し、水質検査を行います。また、生活に欠かせない大切な水を安心してお使いいただくため、水道水質検査計画と水質検査結果を公表します。

2. 水道事業の状況

(1) 給水状況（令和7年4月1日現在）

区分	内容
給水区域	武豊町内
給水人口	43,294 人
普及率	99.96%
給水戸数	18,436 戸
一日最大給水量	15,359 m ³
一人一日最大給水量	354 l
一人一日平均給水量	313 l

(2) 配水系統

配水池名	地区
第1配水池	武豊
第2配水池	富貴

(3) 水源の状況

長良川河口堰より取水する県営水道から浄水を受水

(4) 浄水場の状況

知多浄水場(愛知県企業庁)

所在地 愛知県知多市佐布里字西池之脇8番地

供給能力 一日最大 206,300 m³

3. 水道水と水源の水質状況

これまでの水質検査の結果、武豊町の水道水は、水質基準を全て満たしており、安全で良質な水をお使いいただいています。また、水源である県営水道においても、水道水質検査計画を策定し、知多浄水場と武豊町への2箇所の供給点で水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認しています。

4. 水道水質検査計画の内容

武豊町水道事業では、水道法第 20 条の規定に基づき、定期と臨時の水質検査により、水道水の安全を確認しています。

従来、水質の検査基準は、全国一律に決められていましたが、平成 16 年度の水道法の改正により、地域性を考慮し、水道事業ごとの状況に応じた柔軟な運用が可能となっています。このため、武豊町水道事業では、安全・安定性と効率・合理性の両面から検討を行い、検査項目、検査頻度などの水質検査基準を定めています。

今年度の水道水質検査計画は、令和 8 年度の水質基準に対応し、必要な検査の実施を取り入れて作成しました。今後も、水道水質検査計画は、年度ごとに見直し、安全で安定した水道水の提供に努めます。

5. 水質検査の実施内容

(1) 水質検査を行う項目

水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目とします。

(2) 水質基準項目の検査頻度

法令遵守を基本とし、水質管理上、特に注意しなければならないことなどを考慮し、以下の通りとします。

- ① 過去 3 年間の検査結果が基準値の 10 分の 1 以下である項目について、法令では 3 年に 1 回まで減じることができるとされていますが、より安全を期するため、1 年に 1 回の検査とします。
- ② 過去 3 年間の検査結果での最高値が基準値の 2 分の 1 を超える項目は、法律で定められている頻度以上の検査をします。
- ③ 新規項目、測定法が大幅に変更になった項目で、過去 3 年間の検査結果により頻度を減じることができるときでも、年 4 回の検査とします。
- ④ 今年度より水質基準項目に設定されたペルフルオロオクタン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、法令により自主検査の回数を省略できるため、令和 8 年度の検査は行いません。今後は 3 年に 1 回の検査とします。
- ⑤ その他、検査頻度の省略不可項目については、法令で定められた検査頻度とします。

(3) 水質管理目標設定項目の検査頻度

使用している資機材の観点から、ニッケル及びその化合物についての検査を年 1 回行います。また、消毒副生成物等の観点から、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、従属栄養細菌についての検査を年 1 回行います。

(4) 採水地点

配水系統ごとに末端の蛇口より採水します。

- ① 第1配水池系統 富貴字下石神 地内
- ② 第2配水池系統 富貴字稻荷 地内

毎日検査項目(色度・濁度・遊離残留塩素)については、配水系統ごとに下記の施設にて検査を行います。

- ① 第1配水池系統 南保育園 (日曜・祝日はおおし児童館)
- ② 第2配水池系統 富貴保育園 (日曜・祝日は富貴児童館)

(5) 臨時の水質検査の実施

- ① 水源付近、給水区域、その周辺で水系感染症が流行しているとき。
- ② 大規模な工事などで水道施設が著しく影響を受けたとき。また、その恐れがあるとき。
- ③ その他、特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目の水質検査は、専門の検査機関へ委託し、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)」又は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」において示された方法により行います。毎日検査項目(色度・濁度・遊離残留塩素)については、町職員により行います。

7. 水道水質検査計画と検査結果の公表

水道水質検査計画と水質検査結果は、武豊町のホームページに掲載します。

8. 水質検査結果の評価と水道水質検査計画の見直し

各地点の水質検査結果は、水質基準値や水源等の状況などと比較して総合的に評価します。また水道水質検査計画は、図1のとおり、毎年見直しを実施します。

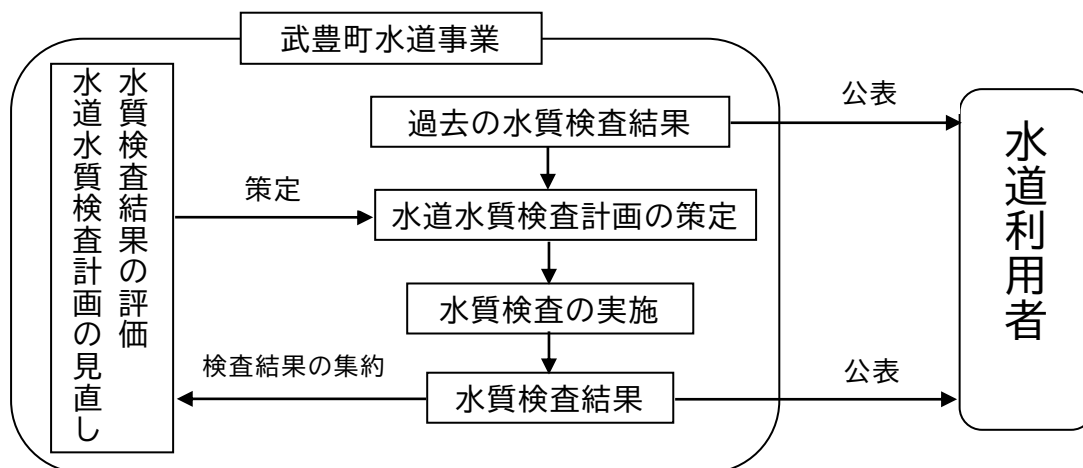


図1 水道水質検査計画の見直しと策定の流れ

9. 水質検査の精度及び信頼性保証

水質検査の結果は水道水の安全性を保証するもので、その結果には高い信頼性が必要となります。当町では、公益社団法人日本水道協会から「水道水質検査優良試験所規範(水道G L P)」の認定を取得している業者に水質検査業務を委託し、水質検査の精度及び信頼性の確保に努めています。

10. 関係機関との連携

(1) 国、県等との連携

環境省や愛知県などが行う水質管理に関する調査への協力をするとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を行います。

(2) 県営水道との連携

武豊町の水道水は、全て県営水道から受水しています。このため、県営水道との連携を密にし、浄水場での水質状況の把握などの情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。